

第 50 号議案

財産の処分について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号及び豊後大野市有財産条例（平成 17 年豊後大野市条例第 74 号）第 2 条の規定により、次のとおり財産を処分することについて、議会の議決を求める。

1 売払財産

所在地	地目	面積
豊後大野市清川町砂田字野稲田 1732 番 1	学校用地	8,683 m ²

2 売払予定価格 20,578,000 円

3 契約の相手方 熊本県天草市御所浦町牧島 1065 番地 3 学校法人 青叡舎学院 理事長 熊 本 研 一

令和 8 年 5 月 18 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

旧豊後大野市立清川小学校の跡地である市有地を処分したいので、この案を提出するものである。